

オフセット・クレジット（J-VER）制度における  
「都道府県J-VER プログラム認証基準」（案）等に係る意見募集について  
（お知らせ）

平成 21 年 11 月 17 日（火）  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
市場メカニズム室  
直通:03-5521-8354  
代表:03-3581-3351  
室長：戸田 英作(6737)  
室長補佐：塚本 愛子(6785)  
係長：泉 勇気(6041)  
担当：新中 達也(6041)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

- 環境省では、昨年 11 月に、国内のプロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をカーボン・オフセット（ ）に用いられるクレジットとして認証するオフセット・クレジット（J-VER）制度を創設しました。
- 本制度においては、地域で取り組まれる認証制度等が本制度と整合していると認められる場合、「プログラム」として認証する「プログラム認証」の手続きに関する規定を置いています。
- 今般、この規定を踏まえて、J-VER 制度実施規則（改訂案）及び都道府県 J-VER プログラム認証基準（案）を作成しましたので、国民の皆様から広く御意見を募集するため、平成 21 年 11 月 17 日（火）から 11 月 30 日（月）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

#### カーボン・オフセット

日常生活等で排出される温室効果ガスのうち、削減困難な部分について、その排出量に見合った温室効果ガスの削減・吸収活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方。

### 1. 意見募集の対象（別添）

- オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（改訂案）  
ただし、意見募集の対象は、「2.2 プロジェクトの申請・認証・発行プロセス及びルール」の「プログラム認証」（18 頁）及び、「用語の定義」の「都道府県 J-VER」（20 頁）、「プログラム認証」（21 頁）とします。
- 都道府県 J-VER プログラム認証基準（案）

### 2. 意見募集要領

#### （1）意見募集期間

平成 21 年 11 月 17 日（火）～平成 21 年 11 月 30 日（月）（正午 12:00 締切）

郵送の場合は、平成 21 年 11 月 30 日（水）必着

## (2) 意見提出方法

次の意見提出様式にならない、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で(3)の意見提出先へ提出してください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

### (注意事項)

- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

#### <意見提出様式>

宛先：環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

件名：J-VER 制度におけるプログラム認証基準に係る意見

住所：

氏名（会社名 / 部署名 / 担当者名）：

職業：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

意見内容：（該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。）

## (3) 意見提出先

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室宛

ファックスの場合 03-3580-1382

電子メールの場合 carbon-offset@env.go.jp

（郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に対する意見」と記載してください。）

## 3. 資料の入手方法

資料は、以下により入手可能です。

- (1) 電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) のパブリックコメントのページを参照
- (2) 環境省ホームページのパブリックコメント欄 (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>) を参照
- (3) 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室において配布

#### 4. プログラム認証に係るこれまでの検討経緯等について

##### (1) 現行のJ-VER 制度におけるプログラム認証の手続きに関する規定について

本制度の実施に携わる組織以外の機関が実施する制度が、本制度と整合していると認められた場合、「プログラム」としてプログラム認証リスト上に位置付け、当該制度から発行されたクレジット等に代替えして、本制度において必要な範囲で追加的な手続きをとった上で、オフセット・クレジット（J-VER）を発行し、本制度において管理することができる。プログラム認証に関する手続きはJ-VER認証運営委員会において別途定めるものとする。

##### (2) プログラム認証に係るこれまでの検討経緯について

- 平成21年3月：第8回カーボン・オフセットに用いられる VER(Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会において、プログラム認証の方向性について検討
- 平成21年10月：第6回J-VER 認証運営委員会において、プログラム認証の方向性について検討
- 平成21年11月：第7回J-VER 認証運営委員会において、J-VER 制度実施規則（改訂案）及び都道府県J-VER プログラム認証基準の素案について検討

##### (3) 今後のスケジュールについて

- 平成21年11月17日（火）～11月30日（月）：パブリックコメント
- 平成21年12月3日（木）：第8回J-VER 認証運営委員会において、J-VER 制度実施規則の改訂及び都道府県J-VER プログラム認証基準の策定

#### 5. 関連情報

オフセット・クレジット(J-VER)制度については、下記の環境省HP及び気候変動対策認証センター(事務局:社団法人海外環境協力センター)HPを御覧ください。

- ・環境省 [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html)
- ・気候変動対策認証センター <http://www.4cj.org/jver/index.html>